

令和3年度監査等執行計画

令和2年12月18日
鳥取県監査委員決定

鳥取県監査委員は、令和3年度に実施する監査（令和2年度に実施する令和2年度決算に係る定期監査を含む。）、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行計画を次のとおり定める。

1 監査等に当たっての留意事項

鳥取県監査委員は、監査等に当たっては、「県民の視点で行うこと」、「公正に行うこと」、「現場を見ること」を心がけ、鳥取県監査基準に定めるほか、次の点に留意して実施する。

- (1) 組織ごとの目的の達成を阻害する要因（リスク）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況等を総合的に勘案し、実施する。
- (2) 業務適正化（内部統制）の取組や成果に意を払って行う。
- (3) 実地監査に当たっては、現場の意見を聞きながら、直接、施設や設備、作業内容等の状況確認に努める。

2 財務監査等執行計画

(1) 実施方針

ア 定期監査

地方自治法第199条第1項及び同条第4項の規定に基づき、県の各機関の令和2年度の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査を行う。

イ 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が財政的援助等を行った団体の令和2年度の出納その他の事務の執行が、当該財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかを中心に監査を行う。

ウ 例月現金出納検査

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて毎月検査を行う。

エ 決算審査

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、県の令和2年度決算について、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が効率的に執行されているか等について審査を行う。

オ 基金運用状況審査

地方自治法第241条第5項の規定に基づき、県の定額の資金を運用する基金（鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金、鳥取県美術品取得基金）の令和2年度の運用状況について、運用状況を示す書類、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じ、合理的に運用されているか等について審査を行う。

カ 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方公共団体財政健全化法）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度の健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、正確に算定されているか等について審査を行う。

キ 業務適正化評価報告書審査

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、鳥取県業務適正化基本方針（以下「基本方針」という。）に定める「業務を適正に行う体制を確保し、効率的かつ効果的に執行する」ための取組が適切に実施され、基本方針における目的が達成されているかについて、適切に評価しているか、また評価に当たり把握していないものがないか等を審査する。

(2) 実施方法

ア 定期監査

- (ア) 監査対象機関に出向き、関係書類及び事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する方法である「実地監査」を行う。実地監査を行わない場合は、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する方法である「書面監査」を行う。
- (イ) 監査委員が行う本監査については、原則として委員2名で行う。
- (ウ) 監査委員が行う本監査の実施に当たっては、原則として事前に事務局職員が事務監査を行うものとし、事務監査は原則として職員2名以上で行う。
- (エ) 監査の結果に関し、必要な事案については関係部局長と協議する。

イ 財政的援助団体等監査

- (ア) 監査対象団体に出向き、関係書類及び事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する方法である「実地監査」を原則とする。なお、一部の団体については、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する方法である「書面監査」を行う。
- (イ) 監査委員が行う本監査については、原則として委員2名で行う。
- (ウ) 監査委員が行う本監査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務監査を行うものとし、事務監査は原則として職員2名以上で行う。
- (エ) 監査の結果に関し、特に必要があるときは関係部局長と協議する。

ウ 例月現金出納検査

例月現金出納検査は、原則として、検査を実施する月の前々月分を検査対象とし、5月、8月、11月及び2月は監査委員全員による検査を行う。それ以外の月は、代表監査委員が書面により検査を行う。

検査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務検査を行う。

エ 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査は、知事等から審査に付された決算書類等について審査を行う。なお、各機関の決算の状況の審査については、本庁機関の定期監査等の際に併せて行うが、必要に応じて別途関係機関から聴き取りを行う。

また、基金運用状況審査は、書面により実施する。

審査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

オ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等の審査は、知事から審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行う。

また、必要に応じて別途関係機関から聴き取りを行う。

審査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

カ 業務適正化評価報告書審査

基本方針、推進所管課発出通知、関係DB及び関係書類等の確認、推進所管課、制度所管課及び評価所管課からの聞取、令和2年度に制度所管課が行う実地検査の内容（事務局職員が立会）、各機関における取組状況の確認を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行う。

(3) 実施時期

監査等の実施時期は次のとおりとし、対象の機関毎の実施日程は前月の10日までに定め、関係機関に通知する。なお、年間の計画は別紙1「令和3年度監査等執行計画表」のとおりとする。

ア 定期監査

令和3年3月上旬から令和3年9月上旬までの間

イ 財政的援助団体等監査

令和3年7月上旬から令和3年11月中旬までの間

ただし、地方公営企業法の適用事業に係る指定管理者については、令和3年5月上旬から令和3年6月上旬までの間

ウ 例月現金出納検査

令和3年5月上旬から令和4年2月上旬までの間

エ 決算審査

企業会計 令和3年6月下旬から令和3年8月上旬までの間

普通会計 令和3年6月下旬から令和3年9月下旬までの間

オ 基金運用状況審査

令和3年6月上旬から令和3年9月下旬までの間

カ 健全化判断比率等審査

令和3年8月下旬から令和3年9月中旬までの間

キ 業務適正化評価報告書審査

令和3年7月下旬から令和3年9月下旬までの間

(4) 定期監査及び財政的援助団体等の監査機関(団体)及び実施箇所

ア 定期監査

県のすべての機関について、実地又は書面により監査を行う。実施箇所は、別紙2「令和3年度に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。

【 監査対象機関数及び監査実施機関数 】

区 分	監査対象 機関数(A)	監査実施 機関数(B)	左 の 内 訳		B/A (%)	C/B (%)
			実地監査(C)	書面監査		
知 事 部 局	152(150)	152(150)	52(55)	100(95)	100	34
企 業 局	3(3)	3(3)	3(3)	0(0)	100	100
病 院 局	3(3)	3(3)	3(3)	0(0)	100	100
教 育 委 員 会	49(48)	49(48)	16(12)	33(36)	100	33
警 察 本 部	10(10)	10(10)	2(3)	8(7)	100	20
委 員 会 等	3(3)	3(3)	1(1)	2(2)	100	33
県 議 会 事 務 局	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)	100	0
計	221(218)	221(218)	77(77)	144(141)	100	35

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 財務に関して指定管理者制度を導入している機関は、監査対象機関から除いている。

3 () は、令和2年度に実施した機関数である。

イ 財政的援助団体等監査

実施団体は原則として次の考え方にに基づき、業務内容や運営の実態等から適時性も勘案して選定する。なお、実施箇所は別途定める。

(ア) 出資団体

県の出資割合が1/4以上の団体を対象として、原則として3年に1回監査を行う。

ただし、指定管理者（県が設置した公の施設を管理する団体）となっている出資団体等必要があると認める一部の団体は、2年に1回監査を行う。

(イ) 公の施設の指定管理者

指定管理者の全てを対象として、原則として3年に1回監査を行う。

ただし、必要があると認める団体については、2年に1回監査を行う。

また、指定管理の大半が指定管理期間（5年間）の2年目を終えたことから、令和3年度は指定管理者の監査を重点的に行うこととし、必要があると認める団体について監査を行う。

なお、みなとさかい交流館の指定管理者である境港管理組合については対象から除く。

(ウ) 補助金等交付団体

原則として、過去の監査の実施状況等を勘案して、抽出し監査を行う。また、県が損失補償等を行っている団体を対象として、抽出し監査を行う。

※ 補助金等とは、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金をいう。

(5) 定期監査の重点事項

令和3年度は、特に重点事項は定めない。ただし、必要が生じた場合には別に定める。

3 その他の監査

(1) 随時監査（地方自治法第199条第1項及び同条第5項）

県の財務に関する事務の執行について、監査委員が、必要があると認めるときに監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(2) 公金の収納又は支払の事務に係る監査

（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項）

県の指定金融機関等の公金の収納又は支払いの事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかについて、監査委員が、必要があると認めるときに監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(3) 直接請求による監査（地方自治法第75条第3項）

選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の連署をもって、県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(4) 議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）

県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(5) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

県の事務の執行が経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかどうかについて監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(6) 知事の要求による監査（地方自治法第199条第6項又は同条第7項）

知事が、県の事務の執行及び財政的援助団体等に対する財政援助等について監査を行うよう要求したときに監査を行う。実施方法等については、要求の内容に応じて別に定める。

(7) 住民の請求による監査

（地方自治法第242条第5項）

県民が、知事その他の執行機関又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査を請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(8) 職員の賠償責任に係る監査

(地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項又は地方公営企業法第 34 条)

県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品をなくしたり又は損傷したとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を行うよう要求したときに実施する。実施方法等については、要求の内容に応じて別に定める。
があればその報告書の審査を行う。

令和3年度 監査等執行計画表

区分	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	
監 査 等	定期 監査		←		定期監査				● ● ●	◎ 部長協議	◎ 知事報告・記者発表					
	決算 審査					←	決算審査	→	◎ 決算審査意見書提出(企業会計)	◎ 決算審査意見書提出(普通会計)	◎ 決算審査特別委員会					
	業務適正 化審査							●	● ● ●	◎ 業務適正化評価報告書審査意見書提出						
	健全化 審査								●	◎ 健全化判断比率等審査意見書提出						
	財援監査					●	←	財援団体監査	→	●	● ● ●	◎ 知事報告・記者発表				
	その他					◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査	◎ 例月現金出納検査
		←	議会	→		←	議会	→		←	議会	→		←	議会	→

45

(参考)

事 務 監 査					←	定期監査	→									
例月現金 出納検査					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注: ●印は監査委員協議会、◎印は協議会以外を表している。